

---

## 衆議院情報監視審査会は、本日、全会一致をもって平成 27 年年次報告書を取りまとめ、大島衆議院議長に提出致しました。

---

情報監視審査会は、情報監視審査会規程第 22 条の規定により、毎年 1 回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成して議長に提出し、議長はこれを公表することとされています。

情報監視審査会の活動は原則非公開であります。本報告書は、国民に対する情報開示に努めるとの基本認識の下、情報監視審査会が設置された平成 26 年 12 月 10 日から平成 28 年 1 月 31 日までの計 9 回に及ぶ審査会における調査の経過及び結果並びに委員派遣の成果について、委員間の合意を得て取りまとめたものです。

なお、本報告書は衆議院HP (<http://www.shugiin.go.jp/>) においてもご覧いただけます。

### 【報告書の主なポイント】

#### 1. 政府に対する意見（要旨）（報告書 7～13 頁）

調査を通じ、委員間で問題点や改善すべき点として認識が共有できたもの、「6 項目」について、審査会の「意見」という形で、政府に改善を求めている。

- ① 特定秘密の概要等の特定秘密の内容を示す名称（※）について、具体的などのような内容の文書が含まれるのか等がある程度想起されるよう改めること。

※特定秘密指定管理簿「指定に係る特定秘密の概要」、特定秘密指定書「対象情報」

- ② 特定秘密が記録された文書等の名称を記した「特定秘密文書等管理簿」を当審査会に提出すること。

内閣府独立公文書管理監は、特定秘密文書等管理簿を提出させ、文書等の内容を示す名称となっているかを審査した上で、経過について当審査会に報告することを検討すること。

- ③ 各行政機関は、特定秘密文書等の保存期間を当該特定秘密の指定期間に合わせることも考慮した上で、特定秘密の指定期間満了前に特定秘密文書等を廃棄する等の場合は内閣府独立公文書管理監に説明すること、また、独立公文書管理監はその運営状況について当審査会に報告することを検討すること。

廃棄文書及び廃棄予定文書の内容等を当審査会に報告すること。

- ④ 政府は、事前に特定秘密以外の不開示情報の解除等の十分な準備をし、当審査会に出席し、答弁すること。

⑤ 政府は、特定秘密指定管理簿及び特定秘密指定書の内容について、不開示部分を除き、積極的な公表・総括的な閲覧等について検討すること。

⑥ 内閣府独立公文書管理監が当審査会に定期的に活動状況を報告することができるよう運用基準の改正等を検討すること。

## 2. 今後の調査方針及び課題（報告書14～15頁）

本報告書の対象期間中、調査を進め、特定秘密の提示を求めたが、これにより得られた様々な問題点について、調査を続行する必要があると考える。また、昨年12月に公表された内閣府独立公文書管理監の総理報告、同月に特定秘密保護法の適性評価に係る部分が施行されたことに伴い、その実施状況等についても審査会で議論を進めていく必要がある。さらに、本報告書及び当審査会の活動について有識者の意見を聴取する場を設け、今後の調査方針や来年度の報告書作成などの参考とする。

今後は、国家安全保障会議の4大臣会合における議論についての情報開示に関し、その在り方について引き続き検討を重ねていく必要があり、それ以外の課題についても、以下の調査方針（工程表）に基づき、必要があれば特定秘密の提出・提示を求め、調査を進めることとする。調査の結果については、年次報告書とは別に特定課題についての調査結果報告書を作成するなど、必要に応じ適時適切な形で公表することも検討する。

今後の調査方針（工程表）

	平成28年1月	3月	12月
全体の動き (特定秘密の提出・提示)			<ul style="list-style-type: none"> <li>■政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑</li> <li>①特定秘密指定管理簿の受領、②補足資料受領、③特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数、その名称【意見(2)(3)】</li> </ul>
特定秘密を含む不開示情報の提出・提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■内閣衛星情報センター（済）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■衛星センター補充質疑</li> <li>■画像情報の各省間での取扱いの透明性（インテリジェンスコミュニティ内での情報のやり取りの把握）【意見(5)】 ⇒ ex：経産省での画像情報管理等</li> <li>■外務省（予定）【意見(1)】</li> <li>一特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て/報道による非公開性の問題等）</li> </ul>	
独立公文書管理監	<ul style="list-style-type: none"> <li>(H27.12総理報告)</li> <li>独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告について</li> <li>■説明聴取・質疑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特定秘密文書等の名称に係る審査報告【意見(2)】（総理報告）</li> <li>■特定秘密文書等の廃棄に係る審査報告【意見(3)】</li> <li>■定期的な活動状況報告【意見(6)】</li> </ul>
適性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>(H27.12法施行)</li> <li>各行政機関における適性評価の実施状況の公表</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>■政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑</li> </ul>
年次報告書の作成		<ul style="list-style-type: none"> <li>■報告書決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒■有識者等からのレビュー（参考人質疑）</li> <li>⇒■次年度報告書へ反映</li> <li>■随時報告書について論議</li> </ul>
主な課題 (特定秘密の提出・提示)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個別省庁</li> <li>・国家安全保障会議（NSC）等</li> <li>・海上保安庁</li> <li>・防衛省</li> <li>■省庁共通の関心事項のさらなる深掘り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 4大臣会合の議事録及び谷内国家安全保障局長の会談録の検証</li> <li>- 海上保安庁が行った情報協力業務の検証（特定秘密文書等の廃棄の取扱い及び特定秘密指定期間の適正性）</li> <li>- 部隊行動基準（ROE）について説明聴取（秘密保全上の取扱いの適正性）</li> <li>- 外国との情報協力関係の取扱い</li> <li>- 情報収集衛星、他国からの提供情報、人的情報源の情報収集以外の情報収集</li> </ul>	

※上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

## 3. 関係省庁からの説明聴取及び質疑（報告書22～124頁）

関係省庁からの説明聴取及び質疑については、本審査会が原則非公開であること等を考慮した上で、政府参考人からの説明概要、委員等からの主な質疑・意見及び政府参考人の答弁についての概要・趣旨を記載している。

## 【参考】

### ○情報監視審査会設置の経緯・趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）附則第10条の規定に基づく検討を踏まえ、国会法等の一部を改正する法律等により、特定秘密の提供を受けるとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求（提示要求を含む。）に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関である。

衆議院情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求（提示要求を含む。）に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査することを目的とした常設の機関である。

### ○情報監視審査会の構成

平成27年2月26日、衆議院本会議において、8名の情報監視審査会委員が選任され、同年3月30日、衆議院情報監視審査会規程第4条の規定に基づき委員は特定秘密等を漏らさないことを誓う旨の宣言を行った後、会長の互選が行われ、額賀福志郎君が初代会長に選出された。

会長	額賀福志郎	君	自民
	岩屋 毅	君	自民
	平沢 勝栄	君	自民
	松本 純	君	自民
	大塚 高司	君	自民
	後藤 祐一	君	民維ク
	井出 庸生	君	民維ク
	漆原 良夫	君	公明

（平成28年1月31日現在）